

会議の概要(議事録)

会議の名称	3 - 2 3	第 1 1 回墨田区立学校適正配置等審議会		
開催日時	平成17年11月16日(水)午後4時00分から午後6時00分まで			
開催場所	墨田区役所 第一委員会室			
出席者数	25人【委員】尾木和英 早川幸一 中沢進 田中邦友 梶勲 片倉洋 小幡昇治 奥住益宏 大倉正敏 高島隆一 志波洋子 森八一 粕谷秀雄 伊藤政広 川島康義 阿部貴明 長谷川ミチル 【事務局】次長 庶務課長 学務課長 指導室長 すみだ教育研究所長 生涯学習課長 区立学校適正配置担当主査 区立学校適正配置担当主事			
会議の公開 (傍聴)	公開(傍聴できる) 部分公開(部分傍聴できる) 非公開(傍聴できない)	傍聴者数	12人	
議題	1 墨田区立学校適正配置等審議会(第10回)の記録について 2 中間答申(案)の検討 3 パブリック・コメントの実施について 4 次回(第12回)審議会の開催日について			
配付資料	1 第11回墨田区立学校適正配置等審議会【次第】 2 第10回墨田区立学校適正配置等審議会 議事録(案) 3 新たな墨田区立学校適正配置等について(中間答申)(案) 4 「中間答申」に対するパブリック・コメントの実施について			
所管課	教育委員会事務局 庶務課 区立学校適正配置担当 (内線5136)			

第 1 1 回墨田区立学校適正配置等審議会 議事録

1 墨田区立学校適正配置等審議会(第 1 0 回)の記録について

会議の概要の内容について確認した。会議の概要と資料についてホームページ及びPRコーナーにおいて公開する。

2 中間答申(案)の検討

・資料 「新たな墨田区立学校の適正配置等について」中間答申(案) 庶務課長より資料説明。

【主な意見】

会長：大きく 2 つに分けて、前半は全体の構成について意見を頂き、その後で個々の具体的な内容について発言して頂きたい。

委員：1 ページの「生きる力を育て、活力とゆとりのある明るい墨田づくり」は、平成元年の基本計画の標語である。議会で新たな基本構想についての特別委員会を設けて、審議を行い採決をしている。新たな基本構想、基本計画の策定段階に移っているので、今日の時代にふさわしい文言に変える必要があるのではないかと。

事務局：確かにこの表現は今の基本構想の表現と似通っている。指摘のとおり部分があるので、今作られつつある新しい基本構想の、例えば「豊かな人間性をもった子どもたちが健やかに育つ仕組みづくり」という教育についての言及があるので、その辺の言葉を会長と相談した上で取り込みたい。

委員：「はじめに」というこの部分が、後の文章に大きく左右するので、是非お願いしたい。

会長：委員の方々の多くは、新たな基本構想についての情報は持っていないのではないと思うが、新しい区の動向をここに盛り込むという重要な指摘を頂いたので、私も今の情報に触れていないので分からないが、そういう方向が明示されているようなので、そのことを盛り込んで、これは会長並びに事務局に一任をして頂いて、今の発言を生かすということで了承して頂いてよろしいでしょうか。

委員：新基本構想の文言を取り入れることに異議はないが、私も特別委員会の委員として基本構想の教育に関わる部分で議論をした。例えば「教育の原点である家庭教育を」という表現があり、現在の子ども観や教育観に関連して、そういう表現はいかがなものか。家庭教育の重要性は当然認めるところだが、教育の原点が家庭教育だという文言のまま採択されている。事務局と会長が相談して盛り込む場合には、新基本構想の教育に関わる項の全体を適切に表現した内容で盛り込むべきである。

会長：指摘があったことについては十分に踏まえて、文言は常識の範囲で、考え方や判断が紛れる部分は極力避けて、我々が一致した考えとして載せられるように努力する。その他のことについて、発言があればお願いしたい。それでは、全体構成について認めて頂いたということで進ませて頂く。では個々の内容に入り、「1 はじめに」、「2 墨田区立学校の現状と問題点」、「3 新たな適正配置に関する基本的視点」まで発言をお願いしたい。

委員：10 ページの下から 5 行目、「教育課程の編制」は「編成」ではないか。2 ページの(2)で、「児童・生徒の学習、生活指導、学校運営など、指導や組織面全般にわたって問題が生じてきている」の生活指導というのは、どういう認識を持てば良いのか。

事務局：「編制」という文言は、誤字なので修正をさせて頂く。

事務局：前回の答申の中にもあるが、小規模化すると少人数学級となるので、子ども達が競い合う、切磋琢磨しあう、そういう機会が少なくなる。例えば小学校で言うと、単クラスの場合はクラス替えができないので、生活指導面では人間関係が固定してしまっていて、そのことに伴う弊害もあるだろう。学習面だけではなくて生活指導などの面で、子ども達に先生の目が行き届きやすいというメリット

もあるが、デメリットの方が多かろうということである。

委員：小規模化の問題として、あえて生活指導ということに記載されているので、共通認識を持つ必要があるのではないかという意味で尋ねた。11ページまでは、前回の各委員の方から言われた事を踏まえて、きちっと整理されて記載されていると思う。

委員：6ページの「(4)小規模化による学校教育への影響」に、学習面での効果について触れた後、ここでは「しかし、一方弊害として」云々とある。この案では、一方弊害としてはこういうことが考えられますと書いてあるが、今の答弁のデメリットの方が多かろうというのは、そういうふうに発言されたら受け止めて良いのか。

事務局：今申し上げたことは生活指導面で、学習面という問題とは切り離して頂きたい。生活指導面では確かに子どもが少ない方が先生が目が行き届きやすい、そういうことを申し上げたわけであって、その他の弊害というのは、人間関係が固定化しやすいとか、切磋琢磨しあう機会が少ないとか、そういう面で申し上げた。学習面では、これは議会でも話しをさせて頂いているが、少人数指導については一定の効果がある。しかし、学級規模の問題については、一定の学級規模が必要であろうという見解を持っているので、その辺は分けて考えて頂ければと思う。

会長：他にいかがでしょうか。では、次に進ませて頂き、「4 新たな適正配置の基本的考え方」、「5 新たな適正配置の具体的方策」までのところで、考え等がありましたら発言を願いたい。

委員：13ページの(2)で、「将来的にも安定した適正規模・適正配置を維持することができる方策を示し」というのは重要なことだと思うが、この答申はどちらかという現状の数のことと、学校選択制度に当面はさわらないという中では、将来的に安定した適正規模・適正配置になるのかどうか非常に不安で、この方策を具体的に示さないにも関わらず、この行があるのが気になる。それと、16ページの で、1ブロックは1中学校と今まで理解していたが、「原則として」という言葉が初めて入っている。「原則として」というのが、どこにかかっているのかよく分からない。中学校2校は有り得る、小学校は1校なり4校・5校というのが有り得るという意味なのか。ここは重要なことなので、特に考えがなければ、「原則として」という言葉は良くないと思う。

事務局：後半の部分については、ブロックの構成ということで、8つのブロックに分け、1つの中学校に複数の小学校を配置するという考え方で議論して頂いた。今回、「原則として」という言葉を入れたが、どのような表現をするか、取るかを含めて検討させて頂きたい。

事務局：将来的に安定的な適正配置を保障する具体的な方策がないという質問だが、今の時点でのデータや統計等に基づいた将来的な趨勢を想定した前提の上で考えざるを得ない。その中で具体的だと思っているのは、1つのブロックは1つの中学校ということであれば、8つのブロックに収斂する。その中の児童・生徒数については、極力均衡を保つということも出ている。その上で、具体的な実施計画は私どもに委ねて頂くが、そういったことを具体的に踏み込んでいるという意味では、現時点で想定しうる趨勢を踏まえれば、具体的な方向性は出ていると理解している。

事務局：「原則として」という言葉は、削除させて頂きたい。

委員：改めて1ブロックは1中学校で良いという確認を頂きたい。8ブロックに分けて極力均衡を保つようなということで結構だ。適正規模は12~18と言っているが、中学は12~15くらいに現実にはなるのだろう。8ブロックに分けて、なるべく平均化をしていって、極力均衡を保つ過程では、住民基本台帳の子ども数で割ると思う。そこまでは良いが、選択制度の中で自由に選択するので、極力均衡を保てる担保がどこにあるのか分からない。考え方を教えて頂きたい。

事務局：基本的には児童・生徒数を踏まえた上で均衡を保った形、中学校でいうと8ブロックだが、機械

的に今までの通学区域を無視して線を引くことは考えにくい。今の通学区域を踏まえながら、例えば1つの町会は基本的には1つの通学区域、1つの小学校から2つの中学校へ行かないとか、いろいろな原則を踏まえて新しいブロック区域図を決めていくことになる。その問題と、ある程度均衡を保った形に分けたとしても選択制の結果として変わるのではないかという、中学校の選択制の実態を見ると7割から8割のお子さんは指定学区域に行っている。絶対にそうなるとは断言できないが、議論のベースは、同じスタートラインにしようということが基本だ。選択制についての議論は別の場でやって頂ければと考えている。

会長：今後の推移を見守りつつ、より良い教育条件を策定していくための基本的な方向について議論してきた。様々な不確定な要素や動向があるので、厳密には断定することは難しい。選択制については、不確定な要素をはらんでいることは事実なので、答申の中では、更に動向を見守って改めて討議して頂くという表現で盛り込んでいくことで、ここまで来たと整理されると思う。1点目の質問は、それでよろしいでしょうか。後半の質問に対して、事務局からは「原則として」をとるということだが、認めて頂くことでよろしいでしょうか。では、修正をさせて頂く。

委員：12ページの「「新たな学校づくり調査検討報告書」を考慮する」という表現になっているが、5つの基本的視点の中に、「学校が地域社会に開かれコミュニティの拠点となる場であること」とあり、地域施設としての学校という側面についても考慮する必要がある。検討報告書の基本的視点の絡みからすると、考慮ということではなくて、もっと明確な表現を考えるべきではないか。

事務局：基本的には区内の学校も老朽化しており、建て替え、耐震補強、大規模改修という考え方があるが、財政的な面もあるので一気には進まない。そういった問題と、適正配置に伴う統合計画がマッチすれば良いが、ずれてしまう場合もあるので、このような表現になっている。基本的な方針としては、今後の学校については検討委員会の報告書どおりであり、1つの重要な側面としては、地域のコミュニティの核であり、1例をあげると既に体育館は使用されているが、将来的には学校の図書室なども地域に開かれるという、学校が地域のコミュニティの核として使えるような方向は目指したいと思っている。表現はもう少し工夫が必要かと思う。

会長：私も少し踏み込んだ表現ができればという考えはあるが、区全体の施策との関連もあるので、踏み込んだ答申の表現にするということはどうなのか、お尋ねしたい。

事務局：19ページの「答申の実現に向けて」で、いろいろと表現させて頂いているが、教育委員会事務局としても、説明したような方向を目指したい。これは前提としての話なので、教育委員会事務局だけでは済まないことがあり、このような表現だったが、今後の実現にあたっては、地域の方々の理解を得ながらといった進め方は必要だと思う。

委員：検討報告書は前提条件であるという審議会の経緯であり、今後の学校整備における基本的指針として取りまとめた5本の柱の中の1つに明確になっている。そういう指針をしっかりと受け止めて学校整備にあたっていくという前向きな表現として検討報告書に載っている。検討してみたいという旨の発言があったので良とするが、その辺を曖昧にしないでほしい。

会長：委員の方々も共感される部分大きいと思う。ここについては、話があったように他の関連もあるので、そこについては引き取らせて頂いて、検討の余地があれば配慮するということで進めさせて頂いてよろしいでしょうか。では、そういうことで取り計らせて頂く。

委員：基本的な考え方の中に、適正規模や学校についての記述はたくさんあるが、今回の適正配置について大事なものは、地域と学校の関係だと思う。そういう視点から行くと、基本的な考え方に地域と学校の間隔をどう考えるのかという部分がほとんどないのはおかしいのではないかと。中間答申の後パ

ブリック・コメント、最終答申と進み、その後具体的な実施案ができると思うが、その段階で今までの通学区域と違う線引きということもおきてくると思う。例えば、地域が望めば今までどおりの学区域という可能性もあるのか、行政から示された線引き案は修正ができないのかということを見ると、学校と地域の関係について、もう少し具体的に記述する必要があるのではないかと。

事務局：地域に支えられて学校はあるというのが前提となっている。町会を分断した形で学校に通っていることの解消が1つの大きなテーマとして出ている。地域における学校というあり方から通学区域については是正が必要だろうと考えた中で提案させて頂いて、この中の審議でもそういう方向で収斂されていると考えている。この答申を受けて、教育委員会事務局外の関係セクションとも調整の上、新たな実施計画をお示しする。それを地域の方々にお諮りした上で進めていくというのは大前提であり、そういう進め方をしたいと考えている。

委員：行政側で示す案は地域と十分に相談するという話だが、ブロックの線を引いて地域に示した後に、例えば地域がこの線引きでは駄目だといったときに、地域と行政が相談してもう1回線を引ききれぬのか。現実には無理だと思う。一度行政側から線引き案が示されれば、それは修正できない案と考えなければ、行政も示すことはできないと思う。選択制が次の線引き以降も残っていれば、保護者や子どもにとっては不利益になるところはおきないと思う。もし、問題や課題が発生するとすれば地域と学校の関係であり、この線引きでは地域として納得できないということは十分おきるので、その線引きの仕方をこの審議会でするわけではないが、何らかの基本的な考え方をここで述べなければ、中間答申や最終答申で一番大きなルールだけ決めて、それに則って行政側だけが線引きに入るという形になってしまう。地域と学校の関係について、この審議会でも述べる必要がある。

会長：小委員会では、8ブロック後、行政側で線引きをして、それについて硬直になるのではなくて、十分保護者や地域の方々の意見を踏まえた上で行うという文言を入れた覚えがあるが。

事務局：前回の答申は具体的に統合する学校名が入っていたので分かりやすかったと思うが、その実施計画も、まず素案という形で地域の方に示して、ほとんど1年かけて修正をした上でまとめた。今回の答申や実施計画は尚のこと全区的な視野でやっているのだから、事務局だけで決めようとすることはできない。防災の要素など、そういったセクションを含めた形で、全庁的にある程度の案という形で示し、それを区民や地域の方々にお諮りして、それを踏まえた上で成案とするという手続きになる。その辺のことが、この答申の中に盛り込んであれば進めやすい。

委員：是非盛り込んで頂きたい。この審議会でも、その話は十分出ていたし、小委員会でもそういう検討がされたのなら、きちんと記述して頂きたい。

会長：今の発言は非常に重要な点であり、小委員会の中で議論をした覚えがあるので、それを位置付けたと思う。中間答申については、配慮ができる点があれば、させて頂くという点に留めさせて頂き、中間答申の中でその意義が尽くせない場合には、パブリック・コメントが終わった後で更に検討させて頂いて盛り込むという取り計らいでよろしいでしょうか。

委員：13ページの下から3行目で、前段に私が触れた考慮ということも出てきている。それから、「改善する必要があると考える」というのは、町会から出ている委員さんが言われたように、進学先が複数に分かれている通学区域の解消に努める、町会・自治会をまたぐ通学区域の改善に努めるということで、10回目の議論のたたき台として提案されているものが、この中に含まれていると理解している。手続きについても、一定の方向性を会長が出されたので良い。

委員：20ページに、「適正な修正を加えることを要望する」とあるが、この適切な修正のシミュレーションというのはあるのか。

会長： 19 ページ「答申の実現に向けて」、最後の「その他関連」まで審議を進めて行きたい。

事務局： 1 例をあげると、前提事項の 40 人学級の問題があるが、国の方でも今いろいろと動きがあり、この前提が変わった場合には組み立てが変わるので、そういった場合については、新たな前提となることで対応をなささいという、審議の結果盛り込まれたという認識を持っている。

委員： 12 ページの「40 人学級を前提とする」は、「多くの議論があるが」としながら、現行の学校教育制度に関わる前提だからということで議論になった大きな柱のうちの 1 つだった。国の責任による少人数学級の実施は結論的には見送ったが、少人数学級の意義とか、地方に編制権等を移す問題については大きな変化があった。文科省の報告以降、自治体の動きでも変化があるので、最後の適切な修正については、非常に大事な内容として受け止めておきたい。それから、学校と地域との関係は非常に重要なので、選択制の問題は、7 の「その他関連」ではなくて、4 の「基本的な考え方」の中に盛り込むべき重要な内容を持っていると思う。20 ページにも、「学校選択制は、本審議会の諮問事項ではないが」とあるが、適正化の議論の際にも選択制の問題は、本来の学校と地域の関係という点で学校現場や地域からいろいろ出ている。先程会長が選択制に絡んで発言された、不適正な要素をはらんでいることは事実だというのはその通りだと思う。

会長： 国も非常に動いており、先日出された中央教育審議会の答申では「今後は学校の判断により地域や学校の実情にあわせた指導形態、指導方法や指導組織とするため現行制度を見直し、学級編制に係る学校や市区町村教育委員会の権限と責任を拡大する必要がある」とある。これからは国、都道府県、市区町村が様々な知恵を絞り、この審議会のテーマである、より良い教育条件を整備し、生き生きとした子どもを育てる環境にできるかという議論が多角的になされていくと思う。この審議会の答申が硬直していて対応できないようでは困るという趣旨で意見も頂いたし、できるだけ趣旨を盛り込んだつもりだが、中間答申については一応これで認めて頂き、今後パブリック・コメントを頂いた上で、今のご発言の趣旨も踏まえて更にそうした趣旨が生きる余地があるならば工夫をしたいと考えている。学校選択制の位置付けについては、発言の趣旨は分かるが、審議会としては、適正規模・適正配置について諮問を受けているので、「7 その他関連、(1) 学校選択制」と位置付けさせて頂いた。その点でお認め頂き、取り運ばせて頂きたい。

委員： 13 ページの通学区域の問題とあわせて、学校のブロックの線引きをきちっとするのかという話があったが、現実の問題として、小学校の通学区域内に新しいマンション建設の計画があり、そうすると学校に収容しきれない。そのマンションについては、通学区域を変更して頂くということもあるので、通学区域はきちっと線引きしないで、少し余裕を持たせた方が良いのではないかなと思う。

会長： これは 1 地域に限定することではなくて、答申の実施については、10 年先、20 年先を見通して策定することなので、その間には今のような地域の発展、開発が起こってくる。そういう見通しも含めて事務局から説明して頂きたい。

事務局： 区立学校の小規模化については取り出して議論を頂いたが、逆に大きな学校の問題もある。この答申を受けた形での実施計画をお示しするが、その時の着手の優先順位は比較的高いということはあるが、それでも一定程度の年限がかかるので、場合によっては調整区域的な対応も必要かと考えている。具体的には、学校関係者はじめ地元の方々のご相談をしながらやらないと進まないの、考え方としては時間的ないともがなない場合は、そういった対応も有り得ると思っている。

会長： 今のような基本的なことを考えて、そういうことも織り込んだ上で、そうした条件にも対応できるように考えてきたつもりではあるが、大規模化ということもあり得る。中間答申についてはここに留めさせて頂き、本答申の時に再度見直しをしておきたい。

委員：19 ページで 2 点ある。(1)の将来の課題で、重要なことが 3 点アスタリスクで並んでいるが、形式上数字に変えた方がよい。次は、(2)の で「新たな適正配置の実施にあたっては、この答申(平成 7 年 8 月)の考え方について踏襲することが望ましいと考える」というのは、今までの議論のどこから来たのか理解できない。平成 7 年の時の答申は、基本的には小規模化した学校の統廃合案だった。6 学級以下を緊急着手で、7～11 を早い時期での着手と分けて、それ以外の学校は対象にしない案だった。今回は、既に規模が達している学校も含めて全区的に見直しをするという理解でいるので、根本的にそういうことではないのではないかと。皆さんが、そうでないということを確認して頂けるのであれば、中間答申にこの は必要ないので、取ってしまった方が余計な議論を誘発しないのではないかと。

会長：アスタリスクの整合性については、他のアスタリスクの部分等を見直して、今の発言の趣旨を生かして検討させて頂くということによろしいでしょうか。後段について事務局から発言は。

事務局：表現が足りないということはあるが、前回の答申よりも今回の諮問をお願いした時点で小規模校、小学校で言うと単クラス校が増えたという状況がある。新たな適正配置を進める上での優先順位として、6 クラスの学校が最優先という考え方は踏襲しても良いと考えている。

委員：前回、優先順位のことで発言をさせて頂いたが、あくまでも 8 ブロックは一斉に考え方は示し、物理的な着手は、財政等いろいろなことを配慮すると一遍にはできないというだけのことで、優先順位として小規模校を優先するというのは賛成だが、全区的にもれなく扱うという新たな適正配置の実施にあたって、前回の小規模校の統廃合に関連する適正規模についての答申の考え方を踏襲するというのは、最初の考え方と違っていると思う。個人的には、この項目はないほうが良い。

委員：一定の方向付けは確かに明確にはなかったが、そういうことを触れながら前提条件を良とするかという審議があったと受け止めている。平成 7 年の答申が具体的な統廃合の手順、基本的な考え方を示している。そういう意味合いでは踏襲すると、その上に子ども達を取り巻く教育環境に大きな変化がおきているということを含めて踏襲すべきではないかと受け止めている。やはり精神はしっかりと生きているのではないかと。そういう意味で教育委員会はこれを書いたと理解している。

会長：取りまとめの我々としては、今の話のような主旨でここでは考えてきている。

委員：例えば適正規模を 12～18 にするとか、通学距離について、40 人学級を前提とする、この辺は内容として踏襲することは明確にされている。前回は、適正規模とされなかった学校が統廃合の対象になって、優先順位がついて統廃合がおきた。前回の考え方を踏襲することが望ましいと書くと、既に適正規模に達している学校は関係ないと勝手に納得をされてしまうのではないかとという懸念を持っている。当初から全区的に全ての学校を対象にと話しているのだから、それと平成 7 年の時の適正規模の答申とは明らかに違う。平成 7 年の考え方を踏襲するということを言う必要が本当にあるのかどうか。

会長：もし指摘のようなことがあるとすれば、削除という方法もあるかもしれないし、誤解を招かないような記述を加えるという方法もあるかもしれない。

事務局：この答申を受けて教育委員会が新たな実施計画を作る際には、ここに書いてあるような考え方を踏襲すべきということである。例えば、40 人学級とかは、新たな計画を作る上での前提となる事項であって、できた計画をどう進めるかという優先順位や進め方については触れていない。小規模校の解消が一番の優先なので、ここの部分でどういう優先順位なのか、進め方について載せた方がよいと思っている。

会長：今の説明で大体収斂される方向を示して頂いたと思うので、今日の時点はこのままで運ばせて頂き、

優先順位をどのような形で盛り込むかというところで、今の発言を生かすという方向でよろしいでしょうか。

委員：19 ページの(1)の「墨田らしさを生かした施設づくり」の墨田らしさというのは、極めて抽象的なので、どういうことをさしているのか考え方を聞いておきたい。

事務局：新たな学校づくり調査検討報告書は、墨田の地域特性や今までの歴史などを踏まえて作っているのので、具体的な墨田らしさは何かということ、これで示した5つの指針に基づく具体的な展開である。それに沿った形での学校を作りたい。もう少し、表現を膨らませていきたい。

委員：最終答申に向けて、少しでも期待感の持てる学校整備につながるような、あるいは抱えている課題解決につながるような、そういった取組みが墨田らしさということに集約されるのではないかと。工夫をするということが良いが、期待を強く持っているという基本的な認識を持って頂きたい。

委員：18 ページに「保護者等の理解を十分得ながら」とあるが、保護者ならびに地域とかにしたほうが良い。20 ページについては、会長が取り仕切った通りで結構だ。過去11回の審議会を経て、積極的な委員の方々の意見を最大公約数まとめたのがこの中間答申なので、ここに書いてあるとおり、学校選択制については様々な意見があり集約されていないので、関連で載せてこの記述で良いと思う。

会長：整理をさせて頂くと、例えばアスタリスクの整合性や、今の「保護者等」を分かりやすい表現にするとか、「墨田らしさを生かした施設づくり」も事務局でそれを踏まえる文言があるので、中間答申を取る段階で固められることが可能だと考えている。しかし、発言の中には、この時点では発言の趣旨を十分生かすことが難しいという部分もあると思うので、その部分についてはパブリック・コメントを伺って、最終答申に向けて話し合いをする中に発言を生かすということにさせて頂く。アスタリスクの整合性、保護者等の表現については発言の趣旨を十分生かすということで、本日の審議会では発言を引き取って、後は会長に任せて頂くということでもよろしいでしょうか。

委員：今の限定された部分だけではなくて、全体をという意味か。

会長：発言の全部を中間答申に生かすことは難しい。したがって、そこは仕分けをさせて頂き、例えば今の「保護者等」の表現は任せて頂いて、その任せて頂いた形で案が取れて公表されるということをお認め頂けるかどうか。それから、今の時点で盛り込むことが難しい問題がはらんでいるものについては、パブリック・コメントで様々な意見を頂戴するでしょうから、そのことと併せて更に答申(案)という形でご審議を願うという取り運びをさせて頂くことでよろしいでしょうか。

委員：20 ページの(1)で、「今後、教育委員会としては」の後に、「制度の見直しを含め」と入れるべきだと考える。この審議会で選択制について議論があったことを踏まえると、この文言を挿入した方が、そういう内容がより反映されると考える。

委員：学校選択制について、いろいろな意見があった中で、文言も含めて修正も加えられている。プラス面もマイナス面もきっちりと整理され、「もう少し時間をかけて検証する必要がある」と締めくくってある。その文言を入れると整合性が取れないと思う。このまま出して頂きたい。

会長：学校選択制の実施については、これまで区教委としても様々な経緯があり、様々な議論を経て現在に至っている。これは本区だけではなく、学校選択制をどのように生かしていくかについては、各地域で実践過程の部分もある。そうした推移もあるので、本日のところはこの文言でお認めを頂き、次回の審議会等でまた意見を頂くことがあると思うが、今のところは意見に留めさせて頂いて、運ばせて頂くということで、よろしいでしょうか。その他の点についてありますか。慎重にご審議頂き、貴重な意見を賜りました。今日の意見が生かせるところは、この案を取れる段階で生かし、その他の点についてはパブリック・コメントを実施した後に、再度生かせる部分については生かすと

いう趣旨で本日のところはお認めを頂きたい。

3 パブリック・コメントの実施について

・資料 パブリック・コメントの実施について

庶務課長より資料説明。

委員：中間答申を教育関係者や区民の方に説明することを考えているのか。パブリック・コメントそのものが、形式的なものであってはならない。募集期間は年末年始を挟んだ多忙な時期である。安全安心まちづくり条例のパブリック・コメント結果は郵送1件、ファックス2件、メール1件という実態で、これでも区としてはやりましたということになる。区民の声をきちんと取り入れるという点で心配だ。

事務局：パブリック・コメントは全庁的なルールであり、それに従った形でやらせて頂きたい。その上で、多くの方に周知していくことは必要だと考えているので、必要に応じて説明会等をやっていききたい。

委員：差し支えなければ、具体的にこういう団体とか言ってほしい。

事務局：12月中に本所地区・向島地区の小学校のPTA 連合会、中学校のPTA 連合会、青少年育成委員会連絡協議会、青少年委員協議会、少年団体連合会、小学校長会、中学校長会に説明をする予定だ。

委員：今後のスケジュールは、最終答申はいつ頃を目途に取りまとめるのか、実施計画を立てるのは大体何年度なのか。具体的に適正配置の事業が推進されていくのは、いつ頃を目途にしているのか。

事務局：教育委員会にお諮りしているわけではなくて、事務局の今の見通しと理解して頂きたい。今年度末の3月には最終答申を頂いて、これを受けて例えば町会・自治会長さんを対象としたコミュニティ懇談会で広く全区的に対応するとか、関係団体の方に改めて説明するとか、答申の内容について理解を深めて頂くことを来年度の前半でやらせて頂く。同時に、教育委員会事務局で対応をした後に、多方面での区政の課題を検討するため、庁内的に横断的な検討組織を設けて、どんな影響や課題があるのか整理をした上で、新たな実施計画の素案を作りたい。区としてまとめるのが、平成20年の前後くらいかと。地域の理解を得た上でということも含めて、具体的な着手は、可能ならば20年度くらいには対応したい。これは、あくまでも見通しということで、このとおりに行くかどうかは、新たな計画が地域や学校関係者の方々に理解が得られるかどうかにかかってくると思う。

委員：区民の人は教育に関心があるので、例えば今12中学校があるうち、来年から8校になってしまうのではないかと大騒ぎになる可能性もある。子ども達のために、墨田区の教育を向上するために、という観点から、長期的スパンで推進していくということを分かりやすく言いながら、いたずらな混乱を起こさないようにやってもらいたい。

委員：パブリック・コメントが形式的で終わっているのではないかという話があったが、区民としてはあってほしいシステムだ。仮に意見が少なかったとしても、それぞれの審議会で前向きに捉えて、どう役立てるかが大事で、我々に託されている。教育関係団体に説明会を行うというのは説明なのか、そこで出てくる意見を吸い上げることも含めてなのか、パブリック・コメントの1つの方法として考えているのか、説明会のあり方について聞きたい。

事務局：パブリック・コメントという制度の範囲を超えた対応だと思っている。説明会で説明をした上で、頂いた意見や要望は、パブリック・コメントの一環として受け止めるという対応はしていきたい。

4 次回(第12回)審議会の開催日について

第12回審議会：平成18年1月24日(火)午後4時から、第一委員会室の予定。